

ぼれぼれ

通信



わいせつ教員を
2度と教壇に立たせない！

9・10月号
vol.60

教科に関する科目
教職に関する科目
教科又は教職に関する
教育職員免許法施行規則

資格認定試験

証書番号

*

試験実施機関

*

有効期間の満了の日

備
考

高等学校教諭一種

子供たちが安心して 学べる学校環境を実現！

あつても、3年後に教員免許の再交付を申請すれば、容易に再び教壇に立つことができた。しかし、今回の新法によりわいせつ教員に対する法規定を抜本的に見直し、実質的にわいせつ教員を2度と教壇に立たせないように改めた。実は、教員による児童生徒に対するわいせつ行為は、年々増加傾向にあり、昨今では教育職員免許法の見直しについて少しずつ声が上がるようになっていた。

今年の通常国会である新法が成立した。山本も所属している文部科学委員会で議論を行ったその新法は、「教育職員等によ

る児童生徒性暴力等に関する法律」である。これまでの教育職員免許法では、わいせつ行為で懲戒免職処分を受けた教員で

教員の懲戒免職の状況を調査してみると、驚くべき実態が判明した。懲戒免職になつた教員の実に7～8割が児童生徒へのわいせつ行為だったのである。しかし、現行の教育職員免許法では、前述の通り、わいせつ行為で懲戒免職を受けた教員でも、

中学校

高等学校教諭一種

3年後に教員免許の再交付を申請すれば、容易に再び教壇に立つことが可能であった。加えて、強制わいせつや強制性交のような暴力的性犯罪によって懲役刑を受けた教員であっても、服役後10年経過すれば刑が消滅し、教員免許の再交付を申請すれば、再び教壇に立つことができた。事実、わいせつ行為によつて懲戒免職処分を受けた後、教員免許を再取得し再び採用され、また同じ犯罪を繰り返す者や懲戒免職後3年を経ずに再び採用され、わいせつ行為を繰り返した最悪のケースもあつた。

職処分になつたような者を再び採用しなければよいのに、と感じたのではないだろうか。しかし、教員免許の情報管理にも大きな問題があつたのだ。教員免許の失効情報は、官報に公告する義務が国に与えられている。だが、それは検索が困難な上に懲戒免職の理由まで開示されなかつた。なぜなら、賞罰や病歴といった情報は要配慮個人情報として特に慎重に取り扱われ、容易に開示されないのである。従つて、各都道府県間では、具体的にどのような非違行為(非行・違法行為)があつて、懲戒免職処分になつているのか、情報が共有されることはなかつた。また、教員免許を失効してからその情報が官報に公告されるまで数か月のタイムラグがある。そのタイムラグを利用

し、懲戒免職されたわいせつ教員が、懲戒免職した地とは別の都道府県に行き、再び教員として採用されていたケースもあつた。教員免許の情報管理は、わいせつ教員を現場から排除することに関しては、全くもつて不十分であつたと言わざるを得ない。そこで、新法では、わいせつ行為で懲戒免職した過去から現在までの教員の情報を一元管理することとした。また、タイムラグなくデータベース化して教員の任命・採用権者が検索し照会できるようにした。加えて、教員の採用時には、採用権者は、データベースにアクセスすることも義務とした。これにより、間違つてもわいせつ行為によつて懲戒免職した者を再び採用することは事实上なくなつた。

教員情報を 一元管理に

ここで賢明な読者であれば、わいせつ行為をはたらいて懲戒免

乗り越えなければ ならない大きな壁



▲衆院文科委員会で起立する山本(右から5番目)

この新法は、山本が所属している自民党と友党である公明党が一緒にになって議員立法として成立させた。当初は、文部科学省も非常に重要な問題と考えて

おり、できるだけ速やかな法案提出を検討していた。しかし、文部科学省が内閣法制局と協議を重ねた結果、いまだに法制上乗り越えられない課題があるとして法案の提出を断念した。それは、憲法第二十二条、職業選択の自由に抵触する、更には、刑法第三十四条の一、刑の消滅との整合性が取れないという理由であった。しかし、山本たちは、「わいせつ教員を2度と教壇に立たせない」との強い思いから政府提出の閣法（各省庁が作成し提出する法案）で無理ならば、立法府である国会にいる山本たち国會議員の発議による議員立法で、その思いを実現することとした。

しかしながら、憲法の壁は遥か高く、分厚いものであり、内閣法制局が乗り越えられないと判

断した事実は重い。山本たちがそれをいとも簡単に乗り越えられるはずもない。従って、山本たちは、アプローチ、視点を変えることで、この憲法上の問題を回避した。先ずは、職業選択の自由は、侵すことはできないので、事実上、採用されないようにすればよいのではないか、と考えたのである。誰しもが職業を選択する自由は担保しつつも、採用する側が、わいせつ行為を行った事實を知れば、採用することはなく、そのための情報提供を確実に行えるように新法では制度設計を行った。それが、前述の情報の一元化であり、採用時に採用権者は、そのデータベースへのアクセスを義務付けたのである。

次に、刑の消滅との整合性であ

る。現行法上、例えば、殺人罪などの重罪を犯し懲役刑に処された場合でも、刑の執行後10年で刑が消滅する。従って、児童生徒等にわいせつ行為を行い懲戒免職となつた者に、2度と教壇に立たせない、との趣旨であつても無期限で教員免許を授与しないということは法の均衡上、難しいということであつた。そこで、この新法により教員免許を授与する都道府県の教育委員会に対し、裁量的授与権を与えた。わいせつ行為により免許が失効した者には、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる、としたのだ。つまり、今までのようにわいせつ行為により懲戒免職処分を受けた3年後に教員免許の再交付を申請すれば授与さ

れる、ということではなく、もう再犯しないと説明できない限り、事実上、再免許の授与がされないようとしたのだ。

わいせつ行為は違法行為と定めた

更に、この新法では、教員による子供たちへのわいせつ行為を「児童生徒性暴力」と名付け、明確な違法行為と定め、児童生徒の同意の有無にかかわらず、教員による児童生徒への性交やわいせつ行為を全て違法行為に規定したのである。刑法では、暴行または脅迫を用いた性交は強制性交等罪になるが、児童生徒が13歳以上で同意の上であれば、咎められない。しかし、この新法では、教員が児童生徒への性交やわいせつ行為を行えば、たとえそれが、同意の上で

も許さない、としたのである。刑法よりも厳しくしたのは、18歳未満という未熟さにつけ込む、或いは、教える立場を利用した教員の卑劣な性暴力を未然に防ぐためである。

わいせつ教員の採用による再犯防止のみならず、色々な教員による性犯罪を想定し、厳格に作り上げたのが、この新法である。この立法により、また一步、子供たちが安心して学ぶことができる学校教育環境が前進したのではなかろうか。そこができた山本も教員免許を持つていて、一人として、全会一致で法案が成立した際には、ひとつつの職責を果たした安堵と充実感に溢れて、その表情は朗らかであった。



駅で「ぼれぼれ通信」をお配りしております 駅頭活動報告

「Twitter見てます！」
「おっ！頑張ってるね」
「朝早くからお疲れ様です」等々、
本日も沢山のエールを頂きました。
皆様、誠に有難うございました！

朝の6:30～8:30までの2時間にわたり、4区内の下表の駅で活動をさせていただいております。

*雨の日は靴と傘をお持ちの皆様が多いので、駅頭活動を控えています。



前回の「ぼれぼれ通信」配布数

7月・8月集計分

駅名	7月	枚数	8月	枚数	前月比
逗子駅	15日(火)	253	—	—	—
新逗子駅	29日(水)	196	—	—	—
鎌倉駅(東口)	6日(火)	221	—	—	—
鎌倉駅(西口)	19日(水)	235	—	—	—
大船駅(西口)	20日(火)	297	—	—	—
大船駅(モノレール口)	21日(水)	223	—	—	—
大船駅(東口)	26日(火)	260	—	—	—
大船駅(笠間口)	12日(水)	282	—	—	—
本郷台駅	30日(金)	276	—	—	—
港南台駅	28日(月)	121	—	—	—
	7月配布合計	2,364	8月配布合計	—	—

緊急事態宣言により
駅頭活動を自粛

簡単にアクセス
できます！

Twitter facebookは本人がやっています

専用のアプリをダウンロードして右のQRコードを読み取りください。(iPhone除く)



Twitter



Facebook



HP

特報

News

自公連携で安定の政治を 公明党上田勇さんを再び国政へ!!

公明党が次期衆議院総選挙の 比例区南関東ブロックに上田勇さんを公認

メッセージ

前回神奈川6区で惜敗をした前衆議院議員の上田勇さんを友党の公明党が、次期衆議院議員総選挙の比例区南関東ブロックで公認しました。私も上田さんとは国会で一緒に仕事をした大切な仲間です。

上田勇さんは、全国的な防災対策の強化を目指す「国土強靭化法案」の成立や自公の議員立法「都市農業振興基本法案」の成立に尽力されました。自公連立政権の安定と強化のため、自公連携の要として、豊富な実績と政策実現力を持つ上田勇さんを再び国政へ！私、山本ともひろも上田勇さんを全力で応援します！！

衆議院議員 山本ともひろ



上田勇プロフィール

公明党政務調査会長代理、同神奈川県本部代表。農林水産省勤務後、1993年に衆議院初当選。衆議院当選7回。法務政務次官、財務副大臣、衆議院経済産業委員長など歴任。東京大学農学部卒業。米国コーネル大学経営大学院（MBA）修了。63歳。

山本ともひろプロフィール

経歴

- 関西大学 商学部 卒業
- 京都大学 大学院 修士課程(法学)修了
- (財)松下政経塾 卒塾(21期)
- 米国ジョージタウン大学 客員研究員、その後、会社員を経て
- 平成17年 衆院選 初当選
- 平成26年 文部科学大臣政務官・復興大臣政務官 就任
- 平成27年 オリンピック・パラリンピック大臣政務官 就任
- 平成29年 防衛副大臣・内閣府副大臣 就任
- 平成30年 自民党 国防部会長 就任
- 令和元年 防衛副大臣・内閣府副大臣 就任

**自由民主党
衆議院議員(4期 12年)**

神奈川4区(栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町)
昭和50年(1975年)生まれ
46歳 鎌倉在住



分かりやすく大人気!

国会見学案内実施中!

国会を山本ともひろと一緒に見学してみませんか?

「政治が身近に感じられた」「分かりやすく、楽しかった!」と大人気の見学ツアーは無料で行っています。詳細は下記の事務所まで、お気軽にお電話ください。



ぼれぼれ通信って何?



「ぼれぼれ」は、ケニアの公用語のスワヒリ語で「ゆっくり、ゆっくり」という意。私は、ケニア・タンザニア米国大使館同時爆破テロの現場(ケニア)に居合わせたのがきっかけで政治家を志しました。

一度に全てを変えることは無理でも、諦めず、ゆっくりでも少しずつでも政治を変えていきたい。そうしなければこの国は良くならない…。そしてその活動を皆様にお伝えしていきたいという想いを込めて、この冊子を作っています。



山本ともひろ事務所リスト

本部事務所

神奈川県鎌倉市大船1-6-6 大久保ビル3F

TEL:0467-39-6933 FAX:0467-39-6943

国会事務所

東京都千代田区永田町2-1-2 第2議員会館 1110号室

TEL:03-3508-7193 FAX:03-3508-3623

令和3年(2021年)9月1日発行 第60号

※本誌は、隔月(1、3、5、7、9、11月)発行の機関誌です。バックナンバーについては上記事務所までご連絡ください。
またHPにも掲載しておりますのでご覧ください。